

司法院釈字第443号（1997年12月26日）*

争 点

徴兵適齢者（役男）の出国に関する政府命令によって、徴兵適齢者の出国を制限するのは、違憲であるのか。
(以役男出境處理辦法限制役男出境違憲？)

キーワード

居住及び移転の自由（居住遷徙的自由）、旅行の自由（旅行的自由）

解釈文：憲法一〇条は、人民が居住及び移転の自由を有することを規定したのは、人民の任意な移住及び各地に旅行する権利を保障するためである。人民の自由・権利を制限するには、憲法二三条に定めたところにより、必要な限度に合致するほかに、法律に定めること、または、立法機関による明確な授権を受けた行政機関による行政命令において定めなければならない。役男（徴兵対象者になる男性）の出国を制限することは、人民の居住及び移転の自由へ

の重大な制限であり、兵役法及び兵役法施行命令には何も規定を置かれていないだけではなく、明確に行政命令に授権する規定も置かれていないのである。行政院（内閣）が制定した徴兵規則が、内政部（内政省）に「役男の出国を取り扱う命令（役男出境辦法）」の制定を委任したのは、法律による授権は欠けており、当該命令八条に規定された制限事由は、憲法一〇条の趣旨に反し、本解釈が下す後、六ヶ月以内にその効力が失うことになる。

*翻訳者：蕭 淑芬

解釈理由書: 憲法に規定された人民の自由・権利の範囲は、甚しく広いのであり、大よそ社会秩序及び公共利益に害さない限り、保障される。但し、如何なる自由・権利は、憲法によって分別なく同様な保障を受けなければならぬのである。人民の人身の自由について、憲法八条において、より詳しい規定は設けられており、その中に憲法保留に属した事項は、立法機関が、法律の制定による制限を加えることもできないのである（本院釈字 392 号解釈理由書を参照）。また、憲法七条、九条から一八条まで、二一条、そして二二条において保障されている自由・権利は、憲法二三条に定められた条件に合致すれば、法律による制限は許される。また、如何なる事項は、法律によって直接に定めるべきであるのか、そして、如何なる事項は、命令に委ねて規定できるのかなどは、規範密度との関係で論じるべきであり、規範対象、内容そして関わる法益及びその法益が制限を受けた程度などによって、合理的な差異は、許されるのである。例えば、人民の生命

を剥奪する或は人身の自由を制限することは、罪刑法定主義に従うべきなので、法律を制定することによってそれを定めるのである。人民の他の自由・権利を制限するには、法律をもってそれを規律すべきであり、たとえその法律は主務官庁に補充的な命令を制定することを授権したとしても、授権した内容も具体的かつ明確的な原則にしなければならないのである。法律を執行する詳細もしくは技術的な規定など、二番目の重要な事項に属する規定は、主務官庁が命令を発し、それを規律することはできるのである。人民はそれゆえに不便や其の他の些細な影響を受けたとしても、憲法の許される範囲を超えるとは言えないのである。また、給付行政の措置において、法律に課された規範密度は、人民の権利・利益を制限する措置より緩やかであるが、公共利益に関わる重要な事項は、法律もしくは法律の授権した命令に拠らなければならぬのは当然なことである。

憲法一〇条は、人民が居住及び移転の自由を有することを規定

している。それは、人民には居住する場所を選択する自由、私生活は乱れに干渉されない自由、そして個人の意思によって自由に移転または各地に旅行、もしくは移住する権利を有することである。これらの人民の自由・権利を制限するには、憲法二三条の規定によれば、法律上の根拠が必要であり、また必要な限度を超えてはならないのである。また、憲法二〇条は、人民には法律の規定しているところにより軍隊に入る義務がある。この規定は、人民の軍隊に入る義務に関する重要な事項は、法律または法律の明確な授権を受けた命令によって、規定しなければならないということを指している。兵役法或は兵役施行法には、役男の出国を制限する規定は何も置かれていないのである。それに兵役法施行法四五条は、行政院に徵兵規則の制定を授権しただけであり、性質上人民の移転の自由を制限するような役男の出国を規制する事項の制定については、何も明確的で具体的な授権規定をしていないのである。ましてや行政院が内政部に命令の制定を委任でき

る規定も置かれていないのである。前述した徵兵規則一八条によって、内政部が役男の出国に関する政府命令を制定する権限を授与されたうえで制定した「役男の出国を取扱う（役男出境辦法）」の八条は、役男の出国が制限され、立法目的としては、役男が兵役を忌避する原因としての出国を防ぐためであるが、人民の自由・権利に重大な制限が係れた規定であり、前述した憲法の趣旨にも相応しくないため、本解釈が公布する時点より、六ヶ月以内にその効力が失うことになる。